

議案第18号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第

4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第2項中「市長が規則で定める」を「別表第3の職務の級別標準職務表に定めるとおりとする」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

職務の級別標準職務表

ア 行政職給料表級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の内容
1級	主事の職務
2級	主任主事の職務
3級	主査の職務
4級	係長、主任及び主任主査の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長及び主幹の職務
7級	次長の職務
8級	部長の職務

イ 教育職給料表級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の内容
1級	幼稚園の助教諭の職務
2級	幼稚園の主任教諭及び教諭の職務
3級	幼稚園の園長の職務

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。